

## 別添

- 国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」のリンク用バナー  
リンク用バナーにつきましては、国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」にも掲載しておりますので御利用ください。

### 定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

※ 掲載情報については随時更新

- 定額減税特設サイト案内文案

#### 源泉徴収義務者のみなさまへ

##### 所得税の定額減税について福岡税務署からのお知らせ

令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合、所得税の定額減税（1人あたり最大3万円）が実施され、令和6年6月支給の給与に係る所得税額から控除を開始することとなります。

詳しくは、国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度解説動画やQ&Aなどの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

また、税務署では、定額減税制度に係る説明会（事前予約制\*）を実施します。説明会の情報は、特設サイトをご覧くださいか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

※ 説明会の事前予約は、LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加することでも行うことができます。

（お問合せ先）福岡税務署 法人課税第9部門  
（代表）092-771-1151



定額減税特設サイト



友だち追加はこちら

#### 源泉徴収義務者のみなさまへ

##### 所得税の定額減税についてのお知らせ

所得税の定額減税について、国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度解説動画やQ&Aのほか、説明会の案内を掲載していますので、ぜひご覧ください。

なお、定額減税は税制改正法案が成立した場合、令和6年6月から開始することとなります。



定額減税特設サイト